

# (仮称)福祉交流センターの設置案について

～老人福祉センター等の高齢者福祉施設及び勤労者福祉センターの再編～

## 1 再編の目的

### 【なぜ見直しを行うのか】

静岡市では、人口減少の加速期に入り、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化を踏まえ、持続可能な公共サービスの提供に向けた検討を進めています。

現行の施設は、それぞれ設置目的や想定する利用者が異なるため、開館時間や利用条件に差異があり、世代や属性を問わない交流の場として十分に機能している状態とはいえません。

こうした課題は、施設ごとの見直しではなく、生涯学習系施設全体として、サービス内容の見直しや機能再編を進める必要があります。

### 【3月に実施した市民意見募集(パブリックコメント)でのご意見を踏まえた検討】

2026年3月に生涯学習交流館や市民活動センター、老人福祉センターなどを総称した「生涯学習系施設」のサービス内容や今後のあり方に関する市民意見募集を実施しました。

その中では、施設の見直しに対する不安の声がある一方で、世代や属性を問わず利用しやすい施設や交流・居場所としての機能の充実を求める意見も寄せられました。

これらを踏まえ、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など共通する福祉的機能を担っている一方で、設置目的や利用者条件が施設ごとに異なるなど、制度と実態の乖離が大きい「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」について、一体的に見直すことにしました。

本再編案では、これまで4種類に分かれていた施設の名称を「(仮称)福祉交流センター」に統一します。これにより、従来の施設の位置はそのままで、誰もが気軽に利用しやすい施設へと転換し、多様な世代の市民が集い、交流できる場として機能の拡充を図ります。

### 対象となる4種類の施設(16館)



老人福祉センター  
(8館)



老人憩の家  
(2館)



世代間交流センター  
(3館)



勤労者福祉センター  
(3館)

#### (設置目的)

老人福祉センターは、老人福祉法第15条第5項の規定に基づいて、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的(同法第20条の7)として設置している施設です。また、老人福祉センターに準ずる施設として、「老人憩の家」及び「世代間交流センター」があります。

#### (設置目的)

地方自治法第244条の2第1項の規定により、勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇利用の充実を目的として設置している施設です。

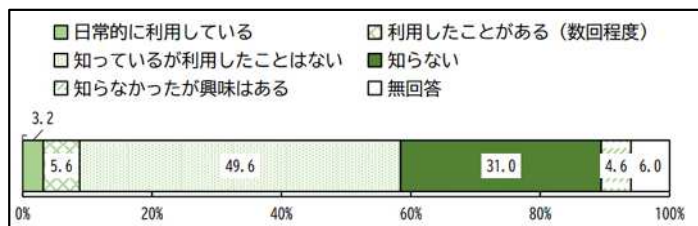
## 2 現状と課題

### (1) 現状

#### ① 施設運営の現状

- ・共通するサービスを提供している施設が、それぞれ異なる制度で運営されている。
- ・年齢等で利用制限や、開館時間・閉館日などの運用が施設ごと異なっている。
- ・高齢者を対象としたニーズ調査において、「老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センターを利用したことがある」と回答した人の割合は合計8.8%と、低い水準であった。

【問.老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センターを利用したことがありますか】



※令和7年度第11期高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画作成に向けた実態調査報告書(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)  
・調査期間:2025年12月1日~31日  
・調査対象:65歳以上の高齢者  
・回答件数:6,621件

#### ② 社会環境の変化

- ・高齢化の進行により、60歳以上の人口は2034年まで増加し続けるが、その後は減少する見込みである。
- ・就労や地域活動、趣味活動など、高齢者の過ごし方が多様化している。
- ・地域との関わり方の変化により、地域コミュニティの希薄化が進行している。

#### ③ 2026年3月に実施した最適化の方向性案の市民意見募集で示されたニーズ

- ・「居場所・健康づくり・孤立防止」などの福祉機能が求められている。
- ・「多様な世代が気軽に使える場所」が求められている。



### (2) 課題

#### ① 施設ごとに名称や利用条件が異なり、市民の皆様にとって分かりにくく、利用しづらい状況となっている。

【見直しの方向性 : 分かりやすく利用しやすい施設へ】

施設名称や制度の整理・統一を行い、分かりやすい施設体系へと見直します。

#### ② 利用者を限定した施設運営では稼働率が低く、多様化する市民ニーズへの対応もできていない。

【見直しの方向性 : 多様な市民ニーズに対応できる施設へ】

貸室の新設や利用対象の拡大により、より多くの人に使っていただける状態にするとともに、多様な世代の多様なニーズに対応できる環境を整備します。

#### ③ 地域コミュニティの希薄化や孤立が進む中で、多様な世代が気軽に交流できる場が不足している。

【見直しの方向性 : 気軽に集い、多様な世代と交流できる施設へ】

自由利用スペースの整備など、交流・居場所機能を拡充し、年齢や属性を問わず多くの市民の皆様が集い、交流できる環境を整備します。

### 3 (仮称)福祉交流センターの概要(案)

#### (1) 再編のめざす姿

これらの課題を踏まえ、施設名称及び制度を統一し、市民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい施設への転換を図ります。また、これまで各施設が担ってきた高齢者福祉、勤労者福祉等の機能は維持しながら、居場所や交流の場としての機能を拡充し、地域の中で支え合う関係づくりを促進する施設として運営します。

##### 福祉・教養の向上



・健康づくりや相談、教養講座など、これまでどおりの利用ができる

##### (仮称)福祉交流センター イメージ



##### 利便性の向上



・誰でも気軽に利用できる  
・施設の名称やルールが統一され、分かりやすい

##### 支え合う関係づくり



・地域の中でつながり、支え合う関係づくりができる

##### 地域課題への対応



・高齢者や子育て世代の孤立解消  
・子どもが地域の人に支えられ、健やかに成長できる

##### 安心感と温かさがあるまちへ

世代を超えたつながりと支え合いが生まれ、誰もが安心して健康に暮らし続けられるまちを目指します。

#### (2) 設置目的

地域コミュニティの希薄化や社会的孤立といった地域課題が多様化・複雑化する中で、こうした課題に対応するため、施設の設置目的を以下のとおり設定しました。

年齢及び属性を問わず、市民が気軽に交流し、地域の中で支え合う関係づくりを進めるとともに、居場所及び交流の場の提供、福祉の向上に資する機能を一体的に備え、健やかな暮らしを支える福祉交流拠点とする。

## 4 具体的な変更点(案)

### (1)施設の名称を統一します。

市民の皆様にとって分かりやすい施設運営を実現するため、名称を「(仮称)福祉交流センター」に統一します。なお、親しみやすさを継承するため、施設の愛称はそのまま使用します。

### 施設名称(案)

変更前
静岡市鯨ヶ池老人福祉センター
静岡市長尾川老人福祉センター
静岡市用宗老人福祉センター
静岡市清水中央老人福祉センター
静岡市清水船越老人福祉センター
静岡市清水折戸老人福祉センター 羽衣荘
静岡市蒲原老人福祉センター
静岡市清水東部老人憩の家
静岡市清水老人憩の家 清開きらく荘
静岡市清水北部交流センター
静岡市清水南部交流センター
静岡市由比交流センター
静岡市北部勤労者福祉センター(ラパック静岡)
静岡市南部勤労者福祉センター(来・て・こ)
静岡市小鹿老人福祉センター
静岡市東部勤労者福祉センター(清水テルサ)



変更後
静岡市鯨ヶ池福祉交流センター
静岡市長尾川福祉交流センター
静岡市用宗福祉交流センター
静岡市清水中央福祉交流センター
静岡市船越福祉交流センター
静岡市折戸福祉交流センター(羽衣荘)
静岡市蒲原福祉交流センター
静岡市興津福祉交流センター
静岡市清開福祉交流センター(清開きらく荘)
静岡市飯田福祉交流センター
静岡市駒越福祉交流センター
静岡市由比福祉交流センター
静岡市本通福祉交流センター(ラパック静岡)
静岡市小鹿福祉交流センター(来・て・こ) ※名称のみ統一、機能はどちらも維持されます
静岡市みなと福祉交流センター(清水テルサ)

### (2)年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用・交流できる施設に転換します。

これまで年齢や属性によって利用者の範囲を制限していた規定を見直し、多様な世代が利用できる施設に転換します。世代間の交流を促進し、支え合う関係づくりを進めるとともに、利用者の健康づくりや教養の向上などを通じて、地域における豊かな暮らしの実現を図ります。

(従前のイメージ)



(見直し後のイメージ)



世代間の  
交流

支え合う  
関係づくり

健康増進

地域クラブ  
活動

## 4 具体的な変更点(案)

### (3)利用者等との意見交換を通じて、開館時間と閉館日を見直します。

開館時間と閉館日を見直し、市民の皆様にとって分かりやすい施設運営を目指します。

各施設の利用状況や地域の特色を考慮し、夜間利用のニーズが高い施設などについては、サービスの低下に繋がらないよう、施設の利用者等との意見交換を通じて柔軟に設定します。

#### 【開館時間及び閉館日(案)】

	開館時間	休館日
静岡市鯨ヶ池福祉交流センター 静岡市長尾川福祉交流センター 静岡市用宗福祉交流センター 静岡市清水中央福祉交流センター 静岡市船越福祉交流センター 静岡市折戸福祉交流センター(羽衣荘) 静岡市蒲原福祉交流センター 静岡市興津福祉交流センター 静岡市清開福祉交流センター(清開きらく荘) 静岡市駒越福祉交流センター 静岡市由比福祉交流センター	9:00～17:30 ※浴室は10:00～15:30	月曜日(休日の場合は翌平日)、 年末年始
静岡市飯田福祉交流センター 静岡市本通福祉交流センター(ラベック静岡) 静岡市みなと福祉交流センター(清水テルサ)	9:00～21:00	
静岡市小鹿福祉交流センター(来・て・こ)	1F 9:00～17:30 2F 9:00～21:00	日曜日、年末年始

※年末年始は12月29日から1月3日を指します。

### (4)従来の施設が持つ役割や機能を維持しつつ、さらに機能を拡充します。



老人福祉センター  
(8館)



老人憩の家  
(2館)



世代間交流センター  
(3館)



勤労者福祉センター  
(3館)

#### 【維持する機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、高齢者の居場所、浴室

#### 【拡充する機能】

自由利用スペース、貸室(※)

※貸室には料金を設定しますが、従来の施設の設置目的を考慮し、優先利用及び減免規定を整備します。

#### 【維持する機能】

トレーニング・フィットネス、  
教養講座、健康増進、浴室、  
貸室

#### 【拡充する機能】

自由利用スペース

#### 【貸室について】

目的に応じてより利用しやすくなるよう、新たな貸室の整備や貸出時間の区分を見直します。

貸出は午前(9:00～12:00)、午後①(13:00～15:00)、午後②(15:30～17:30)、夜間(18:00～21:00)の4区分とし、地域クラブ活動の受入体制を整備するとともに、オンラインでの予約も可能にすることで、利用機会や稼働率の向上を図ります。

# 5 具体例（モデルケース）

## 静岡市鯨ヶ池福祉交流センター

### 【主な変更点】

	変更前	変更後
名称	静岡市鯨ヶ池老人福祉センター	静岡市鯨ヶ池福祉交流センター
利用者	高齢者(60歳以上)	全市民 ※利用者制限なし
機能	・高齢者向け講座・交流 ・高齢者同士の交流 ・高齢者の居場所づくり	以下の機能を拡充 ・子育て世代が利用しやすい自由利用スペース ・貸室
時間	9:00~16:00 ※浴室は10:00~15:30	9:00~17:30 ※浴室は変更なし
休館日	月曜日、第3日曜日、休日、 年末年始(12/29~1/3)	月曜日(休日の場合は翌平日) 年末年始(12/29~1/3)

自由利用スペースへの  
転用イメージ



(イメージ)



### 【貸室機能の付加(案)】

- 貸出区分  
午前(9:00~12:00)、午後①(13:00~15:00)、午後②(15:30~17:30)
- 料金設定  
貸室の面積に応じた料金体系とし、近傍類似施設との均衡を考慮しながら設定します。  
(面積による区分例)

50㎡未満
50㎡以上70㎡未満
70㎡以上100㎡未満
100㎡以上150㎡未満
150㎡以上
和室(50㎡未満)
和室(50㎡以上70㎡未満)



## 静岡市みなと福祉交流センター（清水テルサ）

### 【主な変更点】

	変更前	変更後
名称	静岡市東部勤労者福祉センター	静岡市みなと福祉交流センター
利用者	全市民 ※フィットネス・プールは19歳以上	全市民(※)
機能	・勤労者向け講座 ・フィットネス・プール、貸室	以下の機能を拡充 ・全世代利用可能な交流スペース
時間	9:00~21:00 ※フィットネス・プールは10:00~22:00	9:00~21:00 ※フィットネス・プールも統一
休館日	第2・第4月曜日(祝日の場合は翌平日)、 年末年始(12/29~1/3) ※フィットネス・プールは毎週月曜日 (祝日の場合は翌平日)	月曜日(休日の場合は翌平日)、 年末年始(12/29~1/3)

全世代利用可能な  
交流スペースのイメージ



### 【貸室の見直し(案)】

- 貸出区分  
現行の午後枠(13:00~17:00)を2分割し、午後①(13:00~15:00)、午後②(15:30~17:30)の区分を新設します。

変更前	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:00)	
変更後	午前 (9:00~12:00)	午後① (13:00~15:00)	午後② (15:30~17:30)	夜間 (18:00~21:00)

※貸出区分の変更に伴い、使用料についても変動が生じます。

## 6 施設ごとの詳細(案)

### 静岡市鯨ヶ池福祉交流センター



【所在地】  
葵区下951番地の1  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市長尾川福祉交流センター



【所在地】  
葵区长尾117番地  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市用宗福祉交流センター



【所在地】  
駿河区用宗五丁目  
21番10号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市清水中央福祉交流センター



【所在地】  
清水区宮代町1番1号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市船越福祉交流センター



【所在地】  
清水区船越二丁目  
9番26号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市折戸福祉交流センター



【所在地】  
清水区折戸四丁目  
8番53号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市蒲原福祉交流センター



【所在地】  
清水区蒲原神沢  
1363番地の4  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市興津福祉交流センター



【所在地】  
清水区興津中町  
1288番地  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

#### 【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

## 6 施設ごとの詳細(案)

### 静岡市清開福祉交流センター



【所在地】  
清水区清開二丁目  
1番1号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
高齢者の居場所

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市飯田福祉交流センター



【所在地】  
清水区八坂町  
2110番地の2  
【開館時間】  
9:00~21:00  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
世代間交流、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市駒越福祉交流センター



【所在地】  
清水区駒越南町  
9番50号  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
世代間交流

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市由比福祉交流センター



【所在地】  
清水区由比北田  
450番地  
【開館時間】  
9:00~17:30  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、  
世代間交流、浴室

**<拡充>貸室、自由利用スペース**

### 静岡市本通福祉交流センター



【所在地】  
葵区本通7丁目  
11-9  
【開館時間】  
9:00~21:00  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、  
健康増進、浴室

**<拡充>自由利用スペース**

### 静岡市みなと福祉交流センター



【所在地】  
清水区島崎町223  
【開館時間】  
9:00~21:00  
【休館日】  
月曜日(休日の場合は  
翌平日)、12/29~1/3

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、  
健康増進、浴室

**<拡充>自由利用スペース**

### 静岡市小鹿福祉交流センター



【所在地】  
駿河区小鹿二丁目  
25番45号  
【開館時間】  
1F:9:00~17:30  
2F:9:00~21:00  
【休館日】  
日曜日、12/29~1/3

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、  
健康増進、レクリエーション、高齢者の居場所、浴室

**<拡充>自由利用スペース**



※小鹿福祉交流センターについては、同一施設内にある  
小鹿老人福祉センターと南部勤労者福祉センターの名称  
を統一したものです。名称統一後も、2館の施設機能は  
維持しながら、サービス内容を拡充していきます。

## 7 おわりに

この再編案は、これまで施設が担ってきた役割や利用者とのつながりを大切にしながら、より多くの市民の皆様にご利用される施設へと発展させることを目的としたものです。

なお、今回お示した内容は、現時点における本市の考え方をまとめたものです。

今後は市民の皆様からいただいたご意見を参考にしながら、より利用しやすく、親しまれる施設につなげていくための検討を進めていきます。

みなさまからのご意見をお聞かせください。

募集  
期間

2026年  
7月9日 木 ~ 2026年  
8月10日 月

## (参考)今後のスケジュール・各施設の概要

### ○今後のスケジュール

2026年 7月 市民意見募集、意見交換会等実施

8月 方針決定

2027年 4月 (仮称)福祉交流センターとして稼働開始

※自由利用スペースについては、改修が整い次第、稼働させます。また、開始時期については、事前に周知し、施設利用者の皆様に混乱が生じないよう対応します。

### ○各施設の概要(市民意見募集時点)

■老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センター  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2837/s013005.html>



■勤労者福祉センター  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s003542.html>

